

第 13 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 8 年 3 月 12 日（木） 13 時 58 分～14 時 40 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

1 番委員	今井 由香里	2 番委員	今井 文雄	3 番委員	駒井 雄多
4 番委員	山口 知治	5 番委員	大川 哲彌	6 番委員	花田 昭二
7 番委員	花田 良造	8 番委員	對馬 忠法	9 番委員	齋藤 美也子
10 番委員	外川 清孝	11 番委員	葛西 松静	13 番委員	今井 龍美
14 番委員	小山内 知寛	15 番委員	木村 雅栄	16 番委員	葛西 雅博
17 番委員	古川 榮	19 番委員	高井 美奈子		

4 欠席農業委員（2 名）

12 番委員	工藤 守	18 番委員	桑田 久毅		
--------	------	--------	-------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（8 名）

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	阿部 功	平賀-3	小野 哲
平賀-4	齋藤 陽徳	平賀-5	谷川 一雄	尾上-1	森内 優加利
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6 出席事務局職員（5 名）

事務局長	中畑 高稔	事務局長補佐	福士 鉄也	事務局係長	外川 隆子
主査	佐藤 千尋	主事	阿保 真心		

7 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 38 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について

議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について

議案第 41 号 目標地区の変更（案）について

議案第 42 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等（案）について

報告第 32 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告第 33 号 使用貸借合意解約書の受理について

8 会議の概要

あいさつ

(省略)

農業委員会憲章
唱和 (委員全
員)

(省略)

【開会 14時00分】

議長 (今井龍
美)

これより、第13回総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は、19名中17名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
7番花田良造 委員、8番 對馬 委員の両名にお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
会期を本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日1日間と決定いたします。
議案説明のため、中畑事務局長、福士事務局長補佐、外川係長、佐藤主査、阿保主事の出席を求めました。書記には、福士事務局長補佐を採用いたします。
それでは議案審議に入ります。
本日の議案は、お手元に配付してある議案第38号から第42号の5件、ほかに報告が2件でございます。
現地調査を担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。
はじめに、議案第38号を議題とし、事務局に説明を求めます。

阿保主事

1ページをご覧ください。

議案第 38 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1：農地法第 3 条調査書と併せて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、103 番は経営拡大、104 番から 3 ページの 106 番までは譲渡人の要望、107 番は新規就農によるものです。

件数は 5 件、面積 14,386 m²、田 2 筆 6,370 m²、畑 6 筆 8,016 m² です。

続いて、4 ページをご覧ください。

賃貸借権設定について、75 番から 5 ページの 79 番までは経営拡大、6 ページの 80 番と 81 番は新規就農によるものです。

件数は 7 件、面積 30,056 m²、田 7 筆 8,323 m²、畑 11 筆 21,733 m² です。

続いて、7 ページをご覧ください。

使用貸借権設定について、11 番は再設定によるものです。

件数は 1 件、面積 19,425 m²、畑 8 筆 です。

今回、申請のあった案件については、別添 1 のとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 103 番から 107 番について、賃貸借権設定の 75 番から 81 番について、使用貸借権設定の 11 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 39 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

外川係長

8 ページをご覧ください。

議案第 39 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

総会資料と別に配布しております、別添 2 農地転用許可基準説明書と合わせて、9 ページをご覧ください。

10 番の申請地は 10 ページのとおり、松崎小学校から北西へ約 90m に位置します。土地利用計画は 11 ページのとおり普通住宅の建築で、実践部分が農地、点線部分が宅地となっており、合わせて 8 棟の建売分譲用地です。

なお、当該地は平川市地域農業経営基盤強化促進計画に記載されている農地で、計画からの除外手続き中であることから、除外日を許可日として許可証を交付することになります。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 39 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 40 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主査

12 ページをご覧ください。

議案第 40 号 農用地利用集積等促進計画案の作成要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対して、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案の作成を要請したいので審議を求めます。

13 ページをご覧ください。

整理番号 43 番及び 44 番は経営拡大、45 番は父が借受けていた農地を子が取得するもので、全て一括方式による所有権移転です。

また、公告についてはこれまで青森県で行っていましたが、本案件以降は県から権限移譲を受け平川市が行う予定です。時期については令和 8 年 4 月末頃を予定しておりますが、正確な日付については未定であるため、議案へは移転の時期を「公告日」と記載しております。なお、今回の権限移譲により手続きが 1 ヶ月程度短縮される見込みです。

件数は 3 件、面積 10,715 m²、田 1 筆 2,409 m²、畑 4 筆 8,306 m²です。

続いて、14 ページをご覧ください。

整理番号 29 番は、所有者の死亡後、相続人が不明であることから「所有者不明農地」として県知事裁定を経て借受人へ貸付ける農地で、契約期間は 10 年です。

なお、契約期間の終期については、知事裁定による権利の存続期間最終日である令和 18 年 2 月 29 日となります。

件数は 1 件、面積 1,493 m²、田 1 筆 1,493 m²です。

今回、申請のあった案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、所有権移転の 43 番から 45 番、利用権設定の 29 番について、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

6 番 花田昭二委員

議長、6 番

議長

6 番、花田昭二委員

6 番 花田昭二委員

6 番、花田昭二です。29 番の所有者は死亡人のままだんですか。それとも国が持つんですか。

佐藤主査

賃貸借なので所有権は移転しません。

外川係長

所有者不明農地という農地は、亡くなった方が持っている農地で相続人その他が誰もいない農地ということになります。

農地中間管理機構が法務局に預託金を払い、農地中間管理機構が一時借り上げするという形になっております。農地中間管理機構の方から借りたい人に貸し付けるという流れで、中間管理事業を使うというものです。

以上です。

議長

よろしいでしょうか。

6番 花田昭二委員

いろいろあって国にも問い正してもらっている所もあるので、どういう扱いなのか質問してみました。

以上です。

議長

他に、何かございませんか。

平賀-4 齋藤陽徳委員

議長、平賀-4番

議長

平賀-4番、齋藤陽徳委員

平賀-4 齋藤陽徳委員

平賀-4番、齋藤陽徳です。43番とか44番の事なんですが、備考のところでは総額が書いていないのは为什么呢。

佐藤主査

総額につきましては、買受人の右側に売買価格というところで総額は書いているので備考の所には改めて書いていなくて、備考欄には一反歩あたりの単価を記載しています。

福士補佐

補足します。13ページをご覧ください。右から3つめ2人と書いているところありますが、その下段に総額が記載されております。

また、それを面積で割り返したのが、10aあたりの金額として記載されております。

以上です。

平賀-4 齋藤陽徳委員

わかりました。

議長

他に、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、議案第 41 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

福士補佐

15 ページをご覧ください。

議案第 41 号 目標地図変更案について、農業経営基盤強化促進法第 20 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり決定したいので、審議を求めるものです。

平川市では、昨年度末に農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定に基づく「平川市地域農業経営基盤強化促進計画」(以下、「地域計画」とする。)を策定し、市の農業行政に努めているところでございます。

市では、当該計画策定から 1 年を経過したことによる計画の更新を行うこととしており、その際、農業経営基盤強化促進法第 20 条第 2 項の規定に基づき、当委員会へ「目標地図変更案」「農業を担う者リスト変更案」の作成が求められたので審議を求めるものです。

それでは、地域計画における目標地図について、その概略をご説明します。

16 ページをご覧ください。

平川市の 10 年後の農業経営について、平賀地域 11 地区、尾上地域 4 地区、碓ヶ関地域 1 地区の計 16 地区に分けて策定したのが地域計画であり、耕作を担う者を色付けし、地図に落とし込んだのが「目標地図」で、委員の皆さまには、座談会等に参加していただいております、ご承知のことと思います。

その地区ごとに目標地図に掲載した農地の筆数と面積をまとめたものがこの表となります。また、目標地図の素案及び「農業を担う者」リストを皆さまに順次ご覧いただきますので、皆さまからご意見を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長

暫時休憩いたします。

【休憩 14時16分】

【再開 14時30分】

議長

休憩前に引き続き会議を始めます。

議長

それでは、議案第41号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。

議長

次に、議案第42号を議題とし、事務局に説明を求めます。

福土補佐

17ページをご覧ください。

議案第42号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について、令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、別紙のとおり農林水産省へ報告するため、審議を求めるものです。

令和4年度に大幅な見直しが行われた農地利用最適化活動の推進について、経営局長通知の中では「毎年度、3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定」し、「4月末までに県農業会議の確認を受けた上で公表するとともに、県知事に報告する」こととしております。

今回審議していただく内容は、令和7年度の最適化活動の目標設定を基に一部を修正したものとなります。

ここでは、令和7年度の目標設定から修正した部分を中心に説明いたします。

それでは、18ページをご覧ください。

まず、「I 農業委員会の状況」ですが、「1 農業委員会の現在の体制」は令和7年度からの新体制で記載しており本年度と同様になります。

次に「2 農家・農地等の概要」ですが、右側にある表のうち

「認定農業者数」は349から361、「基本構想水準到達者」は38から41、「認定新規就農者数」は16から20と、いずれも増加しております。

また、耕地面積については、「田」が2,490haから2,470haへ減少、全体で5,140haから5,110haへ減少となっております。

なお、当該面積は、県が公表している面積となっており、端数処理の関係で10ha誤差が生じております。

その他の数値は前年度と同様となっております。

次に、19ページ目をご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」ですが、「(1) 農地の集積」の「①現状及び課題」について、「管内の農地面積」は前ページ下段の「耕地面積」と同じ面積となりますので、減少しています。

「これまでの集積面積」は令和7年度の「担い手の農地利用集積状況調査」により2,718ha、集積率は53.2%としております。

次に「②目標」ですが、当初の目標は53.0%の見込みでしたが、「耕地面積」の減少により、新年度の集積率の目標値を54.2%としました。

尚、この集積率を達成するため、新年度の新規集積面積を51ha、年度末の集積面積を2,769haに設定しております。

次に、「(2) 遊休農地の解消」の「①現状及び課題」の遊休農地の面積ですが、今年度実施した農地パトロールの結果から前年度の12.1haから6.1ha増の18.2haとしており、前年度と大きく変わったのが「黄色区分」の遊休農地が0.0haから6.8haとなったところです。

今後も、高齢化や後継者不足により遊休農地は増加する見込みであることは否めず、その発生を抑止、および、解消については、引き続き農業委員会全体で取り組んで行くべき大きな課題だと考えます。

次に、20ページ目をご覧ください。

「(3) 新規参入の促進」については、市および農業委員会で把握している過去3年間の数値を基に、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積を26.5haから29.3haとしました。

「2 最適化活動の活動目標」については、(1) と (2) は今年度と同様の内容としました。

なお、最適化活動を行う日数目標については、これまで通り月10日とします。皆さまが作成する活動記録簿が更に重要となりますので、引き続き率先して農業委員・推進委員として活動していただき、どんな小さな出来事でもいいので忘れないうちに書き留めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上が令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)となります。

なお、市のホームページで公表するまでの間に、数字や字句などの詳細を精査する必要がありますので、今後、発生する数字や字句の修正などについては、事務局に一任願います。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第42号について、質疑、ご意見を求めます。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、報告2件について、事務局に説明を求めます。

阿保主事

21ページをご覧ください。

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

総会資料とは別に配付しております、別添3：関連案件一覧と併せて、22ページをご覧ください。

50番と51番は貸付人の要望、52番は借受人へ売却するため、23ページの53番は借受人の子へ売却するため、54番は他者へ貸付するため解約するものです。

件数は5件、面積25,814㎡、田15筆23,940㎡、畑1筆1,874㎡です。

続いて、24ページをご覧ください。

報告第33号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

こちらについても、総会資料とは別に配布しております、別添3：関連案件一覧と合わせて、25ページをご覧ください。

14番は他者へ貸付するため解約するものです。

件数は1件、面積5,419㎡、畑4筆です。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第13回総会を閉会いたします。

【閉会 14時40分】